

マスクの着用等にかかる基準一覧

府基準番号	項目	ゴールドステッカー認証基準【現行の基準】	ゴールドステッカー認証基準【今回の改定案】	備考
6	マスク会食の徹底 手指消毒の徹底	マスク会食啓発卓上POPやポスター等の掲示物により、従業員が来店者に食事中以外はマスクを着用することなど、マスク会食の徹底を呼び掛けていること。また、こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知していること。 ※病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること。	こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知していること。	
12	来店者の大声での会話・店内BGM	大声での会話を避けるように注意喚起を行うこと。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減すること。	(削除)	イベント開催等における感染防止策との整合性を図るため(マスクなし・大声ありが可能)
15	カラオケ設備の利用	カラオケ設備がある飲食店については、以下の要件を満たしていること。 ・来店者への呼びかけにより、食事中以外、特に歌唱中においてのマスク着用の徹底を図ること。 (入店時、店舗内の定期巡回等) ・来店者の入替時、マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒すること。 ・カラオケを使用(歌唱)する際に、対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保し、横並びで座るよう徹底すること。	カラオケ設備がある飲食店については、以下の要件を満たしていること。 ・来店者の入替時、マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒すること。 ・カラオケを使用(歌唱)する際に、対人距離をできるだけ2m(最低1m)確保し、横並びで座るよう徹底すること。	
16	接待の実施等	接待等を伴う飲食店については、以下の要件を満たしていること。 ・会話をする際や食事中以外は、マスクを着用するよう徹底すること。 ・長時間対面で会話する場合など、飛沫感染リスクが高まる場合は十分な対人距離を確保するよう徹底すること。 ・来店者の横に着いて、いっしょにカラオケを行うなどの接客は、距離を確保して実施すること。 ・近距離で行うライブ・ダンス・ショー・シャンパンコール等については、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離(原則2m)の確保を行うなど、必要な感染対策のもと実施すること。	接待等を伴う飲食店については、以下の要件を満たしていること。 ・長時間対面で会話する場合など、飛沫感染リスクが高まる場合は十分な対人距離を確保するよう徹底すること。 ・来店者の横に着いて、いっしょにカラオケを行うなどの接客は、距離を確保して実施すること。 ・近距離で行うライブ・ダンス・ショー・シャンパンコール等については、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離(原則2m)の確保を行うなど、必要な感染対策のもと実施すること。	
17	ダンスホールの利用	ダンスホールのある飲食店については、以下の要件を満たしていること。 ・DJブースやダンサーステージとダンスホールが隣接する場所については、来店者と出演者との物理的距離を確保するため、客席の設定にあたっては、互いに触れ合わない程度の間隔を設けること。 ・発声を伴うイベントでは、対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保、マスクの着用、身体接触(ハイタッチ等)の禁止について、徹底を図ること。 ・発声を伴わないイベントでは、人と人が触れ合わない距離の確保、マスクの着用、身体接触(ハイタッチ等)の禁止について、徹底を図ること。	ダンスホールのある飲食店については、以下の要件を満たしていること。 ・DJブースやダンサーステージとダンスホールが隣接する場所については、来店者と出演者との物理的距離を確保するため、客席の設定にあたっては、互いに触れ合わない程度の間隔を設けること。 ・発声を伴うイベントでは、対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保、身体接触(ハイタッチ等)の禁止について、徹底を図ること。 ・発声を伴わないイベントでは、人と人が触れ合わない距離の確保、身体接触(ハイタッチ等)の禁止について、徹底を図ること。	
18	従業員のマスクの着用・大声	大声を出さないことや適切なマスクの正しい着用を徹底すること。 ※マスク着用の考え方等については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。	(削除)	イベント開催等における感染防止策との整合性を図るため(マスクなし・大声ありが可能)